明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働一）　一
〔告　示〕
○石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（厚生労働一七一）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
弁理士登録、公立学校共済組合役員の退職及び就職、公立学校共済組合定款の一部変更、日本郵政共済組合定款の一部変更関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○法務省厚生労働省令第一号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月二十五日

法務大臣　古川　禎久
厚生労働大臣　後藤　茂之